

宇部市条件付一般競争入札事務処理要領

平成19年1月16日制定

1 趣旨

この要領は、市が発注する建設工事の入札に係る透明性、競争性、公平性をより確保するため、工事の規模、内容によって一定の条件を定めた上で、条件に適合する者が全て入札に参加することができる条件付一般競争入札を実施するために必要な事務手続等について定める。

2 対象となる工事

- (1) 条件付一般競争入札は、原則として請負設計金額が500万円（建築一式工事にあつては700万円）以上の工事について実施する。
- (2) 請負設計金額が500万円（建築一式工事にあつては700万円）未満の工事において、工事の内容等特別な理由があるときは、宇部市建設工事等請負業者指名審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り、条件付一般競争入札を行うことができる。
- (3) 請負設計金額が500万円（建築一式工事にあつては700万円）以上の工事において、工事の内容等特別な理由があるときは、委員会に諮り条件付一般競争入札によらないことができる。

3 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者に必要な資格要件として、次の事項を定める。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定への該当の有無
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定への該当の有無
 - ウ 宇部市建設工事等競争入札参加資格の種別及び等級又は建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値又は総合点数
 - エ 建設業法第3条第6項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可の有無
 - オ 本店、支店、営業所等の有無
 - カ 宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（平成5年9月20日制定）に基づく指名停止の有無
 - キ 出資比率（共同企業体の場合）
 - ク 本工事における、他の共同企業体との関係（共同企業体の場合）
 - ケ 同種・類似工事の施工実績又は同種・類似工事の指名実績
 - コ 当該工事の現場に配置する監理技術者又は主任技術者の要件
 - サ 宇部市電子入札システムの利用者登録状況
 - シ その他必要と認める事項
- (2) 開札時において、現に有する市（公営企業を除く。）発注の手持工事の状況が次に該当する者は、入札に参加することができないものとする。

ア 土木一式工事

A等級又はB等級で、当該年度に条件付一般競争入札（共同企業体施工の場合、出資比率が15パーセント以上のものとする。イにおいて同じ。）により請負契約を締結した工事（予約を含む。イにおいて同じ。）で、当該工事に係る落札決定の日から竣工検査の合格の日までの間に係るものを有する者

イ 建築一式工事

条件付一般競争入札により請負契約を締結した工事で、当該工事に係る落札決定の日から竣工検査の合格の日までの間に係るものを有する者

(3) (2)の手持工事は、次の工事を除くものとする。

ア 土木一式工事

契約時において格付けされた等級より下位の等級区分に該当する請負設計金額の工事

イ 建築一式工事

契約時において格付けされた等級より下位の等級区分に該当する請負設計金額の工事、耐震補強工事及びブロック塀等安全対策工事

(4) 官公需適格組合（以下「組合」という。）と組合員とが同時に入札参加資格確認申請した場合は、組合は認定しない。共同企業体の場合も同様とする。なお、組合と組合員の共同企業体も認められない。

4 入札参加資格確認申請に必要な書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3）

イ 同種・類似工事の施工実績調書（様式第2号）

ウ 監理技術者又は主任技術者の資格・工事経験調書（様式第3号）

エ 手持工事状況調書（様式第4号）

オ 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類（共同企業体の場合）

カ 総合評定値通知書の写し

キ 建設業許可通知書の写し

ク 監理技術者講習を受講した者であることを証する書面（監理技術者を配置する場合）

ケ その他必要な書類

5 公告

(1) 公告の内容

ア 入札に付する事項

(ア) 工事名

(イ) 工事場所

(ウ) 工事の概要（工法、構造、延長、幅員、延べ面積等）

(エ) 工期

(オ) その他

イ 入札参加資格

- ウ 契約事項を示す場所
- エ 入札参加申請方法及び申請期間
- オ 設計図書配布方法
- カ 質問方法等
- キ 入札方法等
- ク 開札日時及び場所
- ケ 落札者の決定方法
- コ その他必要な事項

(2) 公告の方法

ア 公告期間

公告から入札参加資格確認申請書提出期限までは、15日（初日及び土日祝祭日を含む。）以上とする。ただし、請負設計金額が5億円未満のものについては、8日までに短縮できるものとする。

イ 掲示方法及び情報提供

公告は、原則として入札情報公開システムに掲載するものとする。ただし、入札情報公開システムに掲載できない場合は、宇部市ウェブサイトに掲載及び契約課で閲覧に供するものとする。また、業界紙を活用し、幅広く情報提供を行うものとする。

6 設計図書の配布

(1) 設計図書の配布は、電子データの設計図書（以下「設計図書」という。）を入札情報公開システムに掲載することにより行うこととする。ただし、入札情報公開システムに掲載できない場合は、宇部市ウェブサイトに掲載及び契約課において掲示するものとする。

(2) 設計図書の配布を希望する者は、設計図書の配布期間内に(1)の設計図書をダウンロードすること。なお、閲覧時に必要なパスワードについては、事前に契約課が通知したパスワードを用いるとともに、第三者に教示することのないよう取扱いには十分注意すること。

(3) 設計図書閲覧のためのパスワード通知が紛失等により不明となった場合は、パスワード再発行申請書（様式第5号）を契約課に提出すること。

7 入札参加申請

入札参加を希望する者は、電子入札システムにより必要な資料を添付して申請しなければならない。ただし、宇部市電子入札実施要領第13条第2項に規定する紙入札参加承認を得た場合においては、入札参加資格確認申請書、共同企業体の場合にあつては共同企業体入札参加資格確認申請書その他必要な資料を契約課に持参すること。

8 入札参加資格の確認

(1) 契約課長及び工事担当課等の長（以下「契約課長等」という。）は、申請者から提出された入札参加資格確認資料をもとに入札参加資格の有無を確認するも

のとする。

(2) 委員会は、契約課長等が行った入札参加資格の確認結果を審査し、全ての申請者について、適合又は非適合の決定をするものとする。

(3) 請負設計金額が1億5千万円未満の工事（総合評価競争入札によるものを除く。）については、契約課長等が入札参加資格を審査し、全ての申請者について、適合又は非適合の決定をするものとする。また、結果については、部会に報告するものとする。

(4) 既に入札参加資格について適合とされた者について、開札時まで非適合となる事由が生じた場合は、再度審査するものとする。

9 入札参加資格の確認結果の通知

(1) 入札参加資格の適合又は非適合の決定後、契約課長は、審査結果を電子入札システムにより各申請者に通知するものとする。ただし、紙入札参加承認を得た申請者に対しては、入札参加資格適合・非適合通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

(2) 8(4)の審査の結果、入札参加資格が非適合とされたときは、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「入札参加資格適合・非適合通知書（様式第6号）」とあるのは「入札参加資格非適合通知書（様式第7号）」と読み替えるものとする。

10 無資格者への理由の説明

契約課長等は、入札参加資格非適合の通知を受けた者から、入札参加資格非適合通知書に記載された日時までに、非適合理由説明申出書（様式第8号）の提出があったときは、その理由を説明するものとする。

11 入札の中止

入札参加資格を有する者の数が2に達しない場合は、当該入札は中止することがある。

12 その他留意事項

(1) 提出する入札参加資格確認申請書等の作成に係る費用は、全て提出者の負担とする。

(2) 提出された入札参加資格確認申請書等の資料は、条件付一般競争入札の資料としての使用以外に、提出者に無断で使用してはならない。

(3) 同種・類似工事の施工実績及び技術者の資格・工事経験については、原則として過去15年に対応する年度の4月1日から公告日までとする。

13 必要事項

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行し、同日以降公告するものから適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以降公告するものから適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降公告するものから適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降公告するものから適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降公告するものから適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降公告するものから適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月22日から施行し、同日以降公告するものから適用する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行し、同日以降公告するものから適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行し、同日以降公告するものから適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行し、同日以降公告するものから適用する。